

福祉部 平成23年2月定例議会予定議案の概要

1. 事件議決案（3件）

件 名	概 要	所 管 課
不動産の無償譲渡の件	<p>府立金剛コロニー再編整備の一環として、金剛コロニー利用者の地域生活への移行等を推進するため、グループホーム・ケアホームを整備する下記法人に対し、土地を無償譲渡するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議決を求める。</p> <p>【所在地】</p> <p>1 和泉市伯太町二丁目 797 番 72</p> <p>2 和泉市伯太町二丁目 797 番 90</p> <p>【不動産の種別】</p> <p>1 土地 547.19 m²</p> <p>2 土地 509.69 m²</p> <p>【相手方】</p> <p>富田林市大字甘南備 216 番地</p> <p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団</p>	障がい福祉室 生活基盤推進課
指定管理者の指定の件	<p>福祉部所管の公の施設に係る指定管理者について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定する旨議決を求める。</p> <p>1. 大阪府立整肢学院</p> <p>【指定期間】</p> <p>平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで</p> <p>【指定する団体】</p> <p>社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会</p> <p>2. 大阪府立金剛コロニー</p> <p>【指定期間】</p> <p>平成 23 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで</p> <p>【指定する団体】</p> <p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団</p> <p>3. 大阪府立稲スポーツセンター</p> <p>【指定期間】</p> <p>平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで</p> <p>【指定する団体】</p> <p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団</p>	障がい福祉室 生活基盤推進課 障がい福祉室 生活基盤推進課 障がい福祉室 生活基盤推進課

	<p>4. 大阪府立箕面通勤寮 【指定期間】 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 【指定する団体】 社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団</p> <p>5. 大阪府立大型児童館ビッグバン 【指定期間】 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで 【指定する団体】 財団法人大阪府地域福祉推進財団</p>	<p>障がい福祉室 生活基盤推進課</p> <p>子ども室 子育て支援課</p>
堺市に係る児童自立支援施設に関する事務の受託についての規約を変更する件	<p>地方自治法第252条の14第1項の規定により堺市から受託した児童自立支援施設に関する事務に係る事項を変更するため、規約を変更することについて、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項の規定により議決を求める。</p> <p>【改正前】 第5条 委託の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までとする。</p> <p>【改正後】 第5条 委託の期間は、平成18年4月1日から平成24年3月31日までとする。</p>	<p>子ども室 家庭支援課</p>

2. 条例案（7件）

①一部改正（6件）

件名	概要	所管課
大阪府社会福祉審議会条例の一部を改正する条例	<p>社会福祉法の一部改正（平成13年1月6日施行）により、地方社会福祉審議会の設置に係る条文が移動したことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】公布の日</p>	福祉総務課
大阪府福祉行政事務手数料条例の一部を改正する条例	<p>介護保険法の一部改正（平成21年5月1日施行）により、介護サービスの公表制度に係る条文が移動したことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】公布の日</p>	高齡介護室 居宅事業者課

<p>大阪府介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例</p>	<p>小規模の介護施設等の緊急整備や既存介護施設等のスプリンクラー設備の整備促進を図るために設置した当該基金について、国の平成22年度補正予算等において、基金の用途として地域密着型サービスの基盤整備、既存の介護施設等へのスプリンクラー等の整備及び地域における支え合い活動の体制づくりの推進が追加されたため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 公布の日</p>	<p>高齢介護室 施設課</p>
<p>大阪府安心子ども基金条例の一部を改正する条例</p>	<p>保育所の計画的な整備等を促進するとともに、認定こども園の拡充等により新たな保育需要に対応するなど、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うために設置した当該基金について、国の平成22年度補正予算において、基金の用途として児童虐待防止対策の強化が追加されたため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 公布の日</p>	<p>子ども室 子育て支援課</p>
<p>大阪府基金条例の一部を改正する条例</p>	<p>国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるために設置した国民健康保険広域化等支援基金について、国民健康保険法の一部改正（平成22年5月19日施行）により、基金の用途として広域化等支援方針の作成及び同方針に定める施策の実施が追加されたため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 公布の日</p>	<p>国民健康保険課</p>
<p>大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、下記諸法令に基づく事務の一部を33市町村が処理することとするため、所要の改正を行う。 1 保育所・児童館の設置の認可等（児童福祉法第35条第3項等）</p>	<p>子ども室 子育て支援課</p>

<p>2 助産施設・母子生活支援施設の設置の認可等 (児童福祉法第 35 条第 3 項等)</p> <p>3 認可外保育施設からの届出の受理等 (児童福祉法第 59 条第 1 項等)</p> <p>4 身体障がい者相談員・知的障がい者 相談員への相談等業務の委託 (身体障害者福祉法第 12 条の 3 第 1 項、 知的障害者福祉法第 15 条の 2 第 1 項)</p> <p>5 精神障がい者相談員への相談等業務の委託 (大阪府精神障害者に係る相談業務 の委託に関する規則第 1 項)</p> <p>6 身体障がい者手帳の交付等 (身体障害者福祉法第 15 条第 1 項等)</p> <p>7 精神障がい者保健福祉手帳の交付等 (精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律第 45 条第 1 項等)</p> <p>8 指定障がい福祉サービス事業者の指定等 (障害者自立支援法第 11 条第 1 項等)</p> <p>9 指定居宅サービス事業者の指定等 (介護保険法第 24 条第 1 項等)</p> <p>10 特別養護老人ホーム(定員 29 人 以下の施設)の設置の認可等 (老人福祉法第 15 条第 3 項等)</p> <p>11 老人デイサービスセンター等の設 置の届出の受理等 (老人福祉法第 14 条等)</p> <p>12 有料老人ホームの設置の届出の受理等 (老人福祉法第 29 条第 1 項等)</p> <p>13 社会福祉法人の設立の認可等 (社会福祉法第 31 条第 1 項等)</p> <p>14 老人福祉センターの開始の届出の受理等 (社会福祉法第 69 条第 1 項等)</p> <p>15 放課後児童健全育成事業の開始の 届出の受理等 (社会福祉法第 69 条第 1 項等)</p> <p>16 隣保事業の開始の届出の受理等 (社会福祉法第 69 条第 1 項等)</p>	<p>子ども室 家庭支援課 子ども室 子育て支援課 障がい福祉室 地域生活支援課</p> <p>障がい福祉室 地域生活支援課</p> <p>障がい福祉室 地域生活支援課</p> <p>障がい福祉室 地域生活支援課</p> <p>障がい福祉室 地域生活支援課、生活基盤推進課</p> <p>高齢介護室 居宅事業者課 高齢介護室 施設課</p> <p>高齢介護室 居宅事業者課</p> <p>高齢介護室 施設課</p> <p>地域福祉推進室 法人指導課 高齢介護室 施設課</p> <p>子ども室 子育て支援課</p> <p>地域福祉推進室 地域福祉課</p>
<p>【施行予定期日】 平成 23 年 4 月 1 日、平成 23 年 7 月 1 日、 平成 23 年 10 月 1 日、平成 24 年 1 月 1 日</p>	

②廃止（1件）

大阪府立介護情報・研修センター条例を廃止する条例	平成23年3月31日をもって大阪府立介護情報・研修センターを廃止するため、設置条例を廃止する。 【施行予定期日】平成23年4月1日	地域福祉推進室 地域福祉課
--------------------------	----------------------------------------------------------------------	------------------

2. 報告（1件）

件名	概要	所管課
母子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する和解の専決処分の件	母子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告する。 【件数】1件 【専決日】平成23年1月19日	子ども室 家庭支援課